

罹災証明申請書・被災届出証明書交付申請書

十日町

市(区・町・村)長

令和〇

年

〇

月

〇

日

申請者 (世帯主)	住所 〇〇市〇〇番地 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	(現在の連絡先) 同上 電話番号	交付方法 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 窓口
	(ふりがな) 氏名 〇〇 〇〇	※申請者が世帯主でない場合 <input type="checkbox"/> 同一世帯 <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他(委任状)

罹災住家の 世帯構成員	氏名	続柄	氏名	続柄
※非住家・動産等 の場合は不要	〇〇 〇〇	世帯主	〇〇 〇〇	母
	〇〇 ●●	妻		
	〇〇 ●〇	子		

罹災原因	令和〇年 〇月 〇日の 台風〇号 による
------	----------------------

被災住家等※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	十日町市〇〇番地 <input checked="" type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家/間借(所有者:)	※非住家・動産 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 別荘/空家 <input type="checkbox"/> 家財 <input checked="" type="checkbox"/> 車両(ナンバー: 長岡〇〇あ 〇〇〇〇) <input type="checkbox"/> その他()
---	--	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家等の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 (<input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入) 状況(詳しく): 台風による飛来物で外壁と自家用車が破損
--------	---

写真による 被害区分の 判定(※)	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する(写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない
-------------------------	---

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

被災届出証明書

上記のとおり、被災の届出があったことを証明します。

年 月 日

十日町市長 関口 芳史 ㊟

所有者・居住者・被災者本人(または同一世帯の人)以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

※代理人の欄も含めすべてを、必ず委任者本人が作成してください。

委任状

令和 年 月 日

代理人の住所 _____

代理人の氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明書・被災届出証明書の交付申請に関する権限を委任します。

委任者 住所

(罹災者) 氏名

【罹災証明書について】

・当市で発生した自然災害(災害対策基本法第2条に基づく 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他異常な自然現象。以下「自然災害」という。)により被害を受けた「住家」について、「被害の程度」を証明するものです。また、「一戸建てで別世帯が居住する貸家」も証明します。

・可能であれば、被害状況が分かる「写真」の提出をお願いします。(早期の証明書交付のため、写真提出にご協力をお願いします。)

・写真で判定できない場合は、現地確認を行います。

・住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合、被害の原因の大部分が経年劣化であると判断されるような場合には、被災届出証明書の発行となります。

【被災届出証明書について】

・当市で発生した自然災害により「住家以外の不動産や動産など」が被害を受けた旨の届出がなされた事実について証明するものです。

・被害の程度や災害と被害の因果関係を証明するものではありません。

・現地調査を行いませんので、添付書類として、記入した被害状況が分かる「写真」(写真のみでは分かりにくい場合は「書類(見積書、請求書)」等)の提出が必要です。

※車両が被災した場合は「被災箇所」と「標識番号」が確認できる写真

【記入上の留意点】

○申請者

- ・申請できる人は、①被災した住家の居住者または同一世帯の人
②被災した不動産・動産等の所有者・被災者本人または同一世帯の人になります。

○被害状況

- ・被害の事実だけを簡条書きで記入してください。
例: 台風で雨どいが破損。1階の床上まで浸水。北側の外壁に亀裂が発生。車が水没。

<自治体 受付・交付時 確認欄>

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 外国人登録証	罹災証明書を発行しました。	現地確認後	
	<input type="checkbox"/> マイナンバー	<input type="checkbox"/> 納税通知書		自己判定方式	
	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 職員による確認	被災届出証明書を発行しました。	通常(非住家、動産等)	
	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> その他()		住家	
備考	証明書発行 対応者氏名:				